土木工事共通仕様書

令和４年９月

広島高速道路公社

第１編　共通編

第１章　総則

第１節　総則 1

1-1-1-1　適用 1
1-1-1-2　用語の定義 2
1-1-1-3　設計図書の照査等 6
1-1-1-4　施工計画書 7
1-1-1-5　コリンズ（CORINS）への登録 8
1-1-1-6　監督職員 9
1-1-1-7　工事用地等の使用 9
1-1-1-8　工事着手 10
1-1-1-9　工事の下請負 10
1-1-1-10　施工体制台帳 10
1-1-1-11　受注者相互の協力 12
1-1-1-12　調査・試験に対する協力 12
1-1-1-13　工事の一時中止 13
1-1-1-14　設計図書の変更 14
1-1-1-15　工期変更 14
1-1-1-16　支給材料及び貸与品 15
1-1-1-17　工事現場発生品 16
1-1-1-18　建設副産物 16
1-1-1-19　工事完成図 17
1-1-1-20　工事完成検査 17
1-1-1-21　既済部分検査等 18
1-1-1-22　部分使用 18
1-1-1-23　施工管理 18
1-1-1-24　履行報告 22
1-1-1-25　工事関係者に対する措置請求 22
1-1-1-26　工事中の安全確保 22
1-1-1-27　爆発及び火災の防止 27
1-1-1-28　後片付け 27
1-1-1-29　事故報告書 28
1-1-1-30　環境対策 28
1-1-1-31　文化財の保護 31
1-1-1-32　交通安全管理 31
1-1-1-33　施設管理 34

1-1-1-34　諸法令の遵守 35
1-1-1-35　官公庁等への手続等 37
1-1-1-36　施工時期及び施工時間の変更 38
1-1-1-37　工事測量 38
1-1-1-38　不可抗力による損害 39
1-1-1-39　特許権等 40
1-1-1-40　保険の付保及び事故の補償 40
1-1-1-41　臨機の措置 41
第２節　総則（広島高速道路公社（１）） 42
1-1-2-1　適用 42
1-1-2-2　用語の定義 42
1-1-2-3　施工計画書 42
1-1-2-4　コリンズ（CORINS）への登録 42
1-1-2-5　工事の下請負 42
1-1-2-6　調査・試験に対する協力 43
1-1-2-7　工事の一時中止 43
1-1-2-8　設計図書の変更 43
1-1-2-9　工期変更 43
1-1-2-10　建設副産物 43
1-1-2-11　工事完成検査 46
1-1-2-12　施工管理 46
1-1-2-13　履行報告 47
1-1-2-14　交通安全管理 47
1-1-2-15　諸法令の遵守 48
1-1-2-16　保険の付保及び事故の補償 48
第３節　総則（広島高速道路公社（２）） 49
1-1-3-1　主任技術者又は監理技術者の変更 49
1-1-3-2　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者 49
1-1-3-3　下請負及び契約の制限 51
1-1-3-4　暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除 52
1-1-3-5　工事中情報共有システム 52
1-1-3-6　契約後ＶＥ工事 52
1-1-3-7 長期休暇における現場管理 54
第１節　適用 55
第２節　工事材料の品質 55
第３節　工事材料の品質(広島高速道路公社) 58
2-1-3-1　再生材 58
2-1-3-2　植物又は種子 59

第１節　総則 60
3-1-1-1　用語の定義 60
3-1-1-2　工程表 60
3-1-1-3　担当技術者 60
3-1-1-4　監督職員による確認及び立会等 60
3-1-1-5　数量の算出 63
3-1-1-6　品質証明 64
3-1-1-7　工事完成図書の納品 64
3-1-1-8　検査 66
3-1-1-9　提出書類 67
3-1-1-10　創意工夫 67
第２節　総則（広島高速道路公社） 67
3-1-2-1　工事完成図書の納品 67
3-1-2-2　検査 68

第１編　共通編

第１章　総則

第１節　総則

1-1-1-1　適用

1.　適用工事

本**共通仕様書**は、土木工事（道路工事）、その他これに類する**工事**（以下「**工事**」という。）に係る広島高速道路公社建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）、契約特約事項及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお、本土木工事共通仕様書に定めがないものについては、受注した工事の公告日時点における最新の「土木工事共通仕様書（広島県）」によるものとする。

（参考）土木工事共通仕様書の適用区分

項　　目（※）		適用する土木工事共通仕様書
第１編「共通編」	第１章「総則」	広島高速道路公社版
	第２章「土工」	広島県版
	第３章「無筋・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ」	広島県版
第２編「材料編」	第１章「一般事項」	広島高速道路公社版
	第２章「土木工事材料」	広島県版
第３編「土木工事共通編」	第１章「総則」	広島高速道路公社版
	第２章「一般施工」	広島県版
第６編以降		広島県版

※「土木工事共通仕様書（令和４年８月）広島県」の構成による

2.　共通仕様書の適用

受注者は、**共通仕様書**の適用にあたって、「広島高速道路公社請負工事監督要綱」及び「広島高速道路公社請負工事検査要綱」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、広島高速道路公社契約細則に基づくものであることを認識しなければならない。

3.　優先事項

設計図面、**特記仕様書**及び**工事数量総括表**に記載された事項は、この**共通仕様書**に優先する。

本仕様書に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。

施工にあたり、**設計図書**に記号のみ示しているものについては、「土木工事標準設計図集」により行うこと。

4.　設計図書間の不整合

特記仕様書、**設計図面**、**工事数量総括表**の間に相違がある場合、または**設計図面**からの読み取りと**設計図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は**監督職員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

5.　ＳＩ単位

設計図書は、**ＳＩ**単位を使用するものとする。**ＳＩ**単位については、**ＳＩ**単位と非**ＳＩ**単位が併記されている場合は（　）内を非**ＳＩ**単位とする。

1-1-1-2　用語の定義

1.　監督職員

本仕様で規定されている**監督職員**とは、**総括監督員**、**主任監督員**、**監督員**を総称していう。

2.　総括監督員

本仕様で規定されている**総括監督員**とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における理事長に対する報告等を行う者をいう。また、**主任監督員**及び**監督員**の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

3.　主任監督員

本仕様で規定されている**主任監督員**とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した**図面**の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、**設計図書**の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における**総括監督員**への**報告**を行う者をいう。また、**監督職員**の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4.　監督員

本仕様で規定されている**監督員**とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した

図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また、**段階確認**を行う。

なお、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、**主任監督員**への**報告**を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5.　契約図書

契約図書とは、建設工事請負契約書、契約約款、契約特約事項及び**設計図書**をいう。

6.　設計図書

設計図書とは、**設計書**、**仕様書**、**図面**、**工事に関する説明書**及びこれに対する**質問回答書**をいう。

また、土木工事においては、**工事数量総括表**を含むものとする。

なお、参考図書は積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、**設計図書**にはならない。

7.　仕様書

仕様書とは、各工事に共通する**共通仕様書**と各工事で規定される**特記仕様書**を総称していう。

8.　共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9.　特記仕様書

特記仕様書とは、**共通仕様書**を補足し、**工事**の施工に関する明細又は**工事**に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、施工条件明示書を含むものとする。

10.　設計書

設計書とは、**工事**に関する設計内容、事業費総括表及び積算システム等を利用した総括情報表などを示した書類をいう。

11.　工事に関する説明書

工事に関する説明書とは、**工事**の入札に参加する者に対して発注者が当該**工事**の契約条件等を説明するための書類をいう。

12.　質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。

13.　図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、**設計図書**に基づき**監督職員**が受注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、**監督職員**が**書面**により**承諾**した**図面**を含むものとする。

14.　工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

15. 指示

指示とは、**契約図書**の定めに基づき、**監督職員**が受注者に対し、**工事**の施工上必要な事項について**書面**により示し、実施させることをいう。

16. 承諾

承諾とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは**監督職員**又は受注者が**書面**により同意することをいう。

17. 協議

協議とは、**書面**により**契約図書**の協議事項について、発注者又は**監督職員**と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

18. 提出

提出とは、**監督職員**が受注者に対し、又は受注者が**監督職員**に対し、工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19. 提示

提示とは、**監督職員**が受注者に対し、又は受注者が**監督職員**又は**検査職員**に対し工事に係わる**書面**又はその他の資料を示し、説明することをいう。

20. 報告

報告とは、受注者が**監督職員**に対し、**工事**の状況または結果について、**書面**により知らせることをいう。

21. 通知

通知とは、発注者又は**監督職員**と受注者又は現場代理人の間で、**工事**の施工に関する事項について、**書面**により互いに知らせることをいう。

22. 連絡

連絡とは、**監督職員**と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

23. 納品

納品とは、受注者が**監督職員**に工事完成時に成果品を納めることをいう。

24. 電子納品

電子納品とは、**電子成果品**を**納品**することをいう。

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、**監督職員**及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び**提出**等を行った**工事帳票**については、別途紙に出力して**提出**しないものとする。

26. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の**工事帳票**をいい、**情報共有システム**を用いて作成され、**指示、承諾、協議、提出、報告、通知**が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、**情報共有システム**を用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。

27. 工事写真

工事写真とは、**工事着手**前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものいう。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成 29 年 1 月 30 日付け国技建管第 10 号）に基づき実施しなければならない。

28. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して**提出**される非定型の資料をいう。

29. 工事書類

工事書類とは、**工事写真**及び**工事帳票**をいう。

30. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約約款第 9 条第 5 項の定めにより**監督職員**を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ**提出**される書類をいう。

31. 工事完成図書

工事完成図書とは、**工事**完成時に**納品**する成果品をいう。

32. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に**納品**する成果品となる電子データをいう。

33. 工事関係書類

工事関係書類とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

34. 確認

確認とは、**契約図書**に示された事項について、**監督職員**、**検査職員**又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

35. 立会

立会とは、**契約図書**に示された項目について、**監督職員**が臨場により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

36. 段階確認

段階確認とは、**設計図書**に示された施工段階において、**監督職員**が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

37. 工事検査

工事検査とは、**検査職員**が契約約款第 31 条、第 37 条、第 38 条に基づいて、給付の完了の**確認**を行うことをいう。

38. 検査職員

検査職員とは、契約約款第 31 条第 2 項の規定に基づき、**工事検査**を行うために発注者が定めた者をいう。

39. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、**特記仕様書**で指定する品質または**特記仕様書**に指定がない場合、**監督職員**が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または、**監督職員**の**承諾**した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

40. 工期

工期とは、**契約図書**に明示した**工事**を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

41. 工事開始日

工事開始日とは、**工期**の始期日又は**設計図書**において規定する始期日をいう。

42. 工事着手

工事着手とは、**工事開始日**以降の実際の**工事**のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む**工事**における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

43. 準備期間

準備期間とは、**工事開始日**から**本体工事**又は**仮設工事**の着手までの期間をいう。

44. 工事

工事とは、**本体工事**及び**仮設工事**、又はそれらの一部をいう。

45. 本体工事

本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための**工事**をいう。

46. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、**工事**の施工及び完成に必要とされるものをいう。

47. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地又は水面の区域をいう。

48. 現場

現場とは、**工事**を施工する場所、**工事**の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

49. ＳＩ

ＳＩとは、国際単位系をいう。

50. 現場発生品

現場発生品とは、**工事**の施工により**現場**において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

51. ＪＩＳ規格

ＪＩＳ規格とは、日本産業規格をいう。

1-1-1-3　設計図書の照査等

1.　図面原図の貸与

受注者からの要求があり、**監督職員**が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、**共通仕様書**等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2.　設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督職員**にその事実が**確認**できる資料を**提出**し、**確認**を求めなければならない。

なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、**監督職員**から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、**設計図書**の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第 19 条によるものとし、**監督職員**からの**指示**によるものとする。

3.　契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を**監督職員**の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

4.　溶接種別の確認等

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）における**設計図書**の照査にあたっては、(一社) 建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書)」（平成 27 年 12 月 25 日付）を踏まえて実施すること。なお、(一社)建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のウェブページを参照すること。

ウェブページアドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/pdf/yosetsu_20151225.pdf

1-1-1-4　施工計画書

1.　一般事項

受注者は、**工事着手**前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を**監督職員**に**提出**しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、**監督職員**がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては**監督職員**の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

（１）工事概要
（２）計画工程表
（３）現場組織表
（４）指定機械
（５）主要船舶・機械
（６）主要資材
（７）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
（８）施工管理計画
（９）安全管理
（10）緊急時の体制及び対応
（11）交通管理

（12）環境対策

（13）現場作業環境の整備

（14）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

（15）その他

受注者は、施工計画書に、次の事項を追加して記載しなければならない。

（16）**段階確認**に関する事項

（17）現場環境改善等の実施内容

（18）安全・訓練の活動計画

橋梁上部工・下部工等の重要構造物の施工に当たり、**設計図書**の読み間違えや測量の間違いを防止するための体制を施工計画書に記載するものとし、施工計画に従い履行するものとする。

2.　変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（**工期**や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を**監督職員**に**提出**しなければならない。

3.　詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を**提出**した際、**監督職員**が**指示**した事項について、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

1-1-1-5　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の**工事**について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから**監督職員**にメール送信し、**監督職員**の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての**工事**とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に**監督職員**にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」について次のとおり対応する。

［１］　受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。

［２］　受注者は、「１」によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について**監督職員**から**確認**を受ける。

［３］　「登録内容確認」については、コリンズから**監督職員**にメール送信されるため、受注者による**提示**等は必要ないものとする。

1-1-1-6　監督職員

1.　監督職員の権限

当該**工事**における**監督職員**の権限は、契約約款第９条第２項に規定した事項である。

2.　監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する時は、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は**監督職員**が受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により**監督職員**と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1-1-1-7　工事用地等の使用

1.　維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2.　用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び**工事**の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、**工事**の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3.　第三者からの調達用地

受注者は、**工事**の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4.　用地の返還

受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は**監督職員**の**指示**に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。**工事**の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5.　復旧費用の負担

発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6.　用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-8　工事着手

受注者は、**特記仕様書**に**工事**に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに**工事着手**しなければならない。

1-1-1-9　工事の下請負

受注者は下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1)　受注者が、**工事**の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2)　下請負者が「建設工事入札参加資格者」を有している者である場合には、「指名停止」の期間中でないこと。

(3)　下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な**工期**等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1-1-1-10　施工体制台帳

1.　一般事項

受注者は、**工事**を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを**監督職員**に**提出**しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2.　施工体系図

第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを**監督職員**に**提出**しなければならない。

施工体系図の掲示について、次の（1）～（4）の要件を満たす場合には、書面ではなく、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示とすることができるものとする。

(1) 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。

(2) 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

(3) 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。

(4) 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。また、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の (2)

～（4）の要件に加え、次の（5）及び（6）の要件を満たす場合にデジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示とすることができるものとする。

(5) 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。

(6) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

3.　名札等の着用

第１項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第１項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、**工期**、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図 1-1-1 を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。

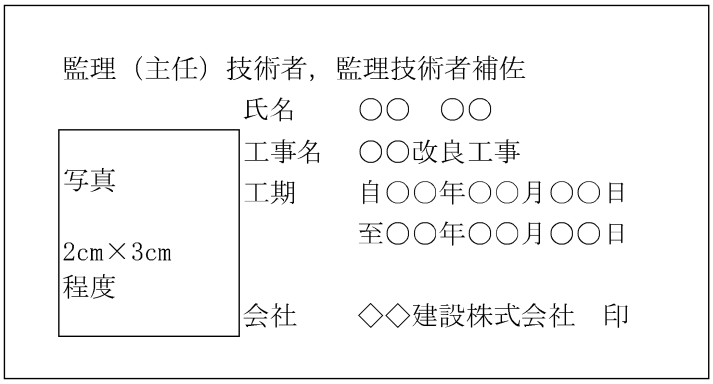

[注 1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注 2]所属会社の社印とする。

図 1-1-1　名札の標準図

4.　施工体制台帳等変更時の処置

第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに**監督職員**に**提出**しなければならない。

5.　標識の掲示

標識の掲示について、次の（1）～（3）の要件を満たす場合には、書面ではなく、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示とすることができるものとする。なお、標識の様式については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 28 号（店舗）及び別記様式第 29 号（工事現場）によることに留意する必要がある。

(1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。

(2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。

(3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

1-1-1-11　受注者相互の協力

受注者は、契約約款第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-12　調査・試験に対する協力

1.　一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、**監督職員**の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

2.　低入札価格調査制度

受注者は、当該工事が広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第 37 条に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　受注者は、施工体制台帳の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。

(2)　**1-1-1-4 施工計画書**に基づく施工計画書の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(3)　当該工事を中間技術検査の対象工事とする。なお、既に対象工事である場合は、検査頻度を上げるものとする。

(4)　当該工事を品質証明の対象工事とする。なお、既に対象工事である場合は、品質確認の頻度を上げるものとする。この場合において、社内検査に要する費用等は受注者の負担で行うものとする。

(5)　専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務づけられている工事において、主任技術者又は監理技術者と同一資格（同種・同規模工事経験を除く）を満たす技術者を別に専任で 1 名**現場**に配置する。建設工事共同企業体の場合は代表構成員を対象とする。ただし、当該技術者が現場代理人を兼務することはできない。

当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者の氏名その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者と同様に発注者に**通知**するものとする。

3.　低入札受注工事重点調査

受注者は、当該工事が広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第 37 条に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、次の資料を準備した上で「低入札受注工事重点調査」に応じなければならない。

(1)　施工計画書**提出**時及び工事施工中において、下表の「入札時の低入札価格調査からの比較表」を所定の様式により**監督職員**に**提出**しなければならない。

資料名	内　　訳
比較表－１	手持ち資材の比較表（主要資材）
比較表－２	資材購入先一覧（主要資材）の比較表
比較表－３	手持ち機械の比較表（主要機械）
比較表－４	労務者の確保計画の比較表
比較表－５	工種別労務者配置計画の比較表
比較表－６	建設副産物の搬出等の比較表

(2)　「施工体制・安全管理の取り組み状況」「日常の出来高管理・品質管理の実施状況」の**確認**ができる資料・写真等を準備しなければならない。

4.　NETIS

受注者は、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等を利用することにより、活用することが有用と思われるＮＥＴＩＳ登録技術が明らかになった場合は、**監督職員**に**報告**するものとする。

5.　独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に**監督職員**に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

1-1-1-13　工事の一時中止

1.　一般事項

発注者は、契約約款第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、**工事**の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、**1-1-1-41 臨機の措置**により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、**工事**の続行が不適当または不可能となった場合

(2)　関連する他の**工事**の進捗が遅れたため**工事**の続行を不適当と認めた場合

(3)　**工事着手**後、環境問題等の発生により**工事**の続行が不適当または不可能となった場合

2.　発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は**監督職員**の**指示**に従わない場合等、**監督職員**が必要と認めた場合には、**工事**の中止内容を受注者に**通知**し、**工事**の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3.　基本計画書の作成

第１項及び第２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を**監督職員**を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は**工事**の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-14　設計図書の変更

1.　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2.　契約内容の変更手続きの書面化の徹底

契約約款第 19 条（設計図書の変更）の規定に基づく、**設計図書**の変更・**工期**若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から**書面**による**指示**又は**協議**を交わしたもののみを対象とする。これ以外の口頭によるもの、署名・押印のないもの等は変更契約の対象としない。

ただし、**情報共有システム**を用いて作成及び**提出**等を行った**工事帳票**については、署名または押印がなくても有効とする。

1-1-1-15　工期変更

1.　一般事項

契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 40 条第 2 項の規定に基づく**工期**の変更について、契約約款第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを**監督職員**と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、**監督職員**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2.　設計図書の変更等

受注者は、契約約款第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督職員**と**協議**しなければならない。

3.　工事の一時中止

受注者は、契約約款第 20 条に基づく**工事**の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督職員**と**協議**しなければならない。

4.　工期の延長

受注者は、契約約款第 21 条に基づき**工期**の延長を求める場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 23 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督職員**と**協議**しなければならない。

5.　工期の短縮

受注者は、契約約款第 22 条第１項に基づき**工期**の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第 23 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督職員**と**協議**しなければならない。

1-1-1-16　支給材料及び貸与品

1.　一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第 15 条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2.　受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3.　支給品精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、**監督職員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

4.　引渡場所

契約約款第 15 条第１項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または**監督職員**の**指示**によるものとする。

5.　貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、**監督職員**との**協議**による。

6.　返還

受注者は、契約約款第 15 条第９項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、**監督職員**の**指示**に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7.　修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に**監督職員**の**承諾**を得なければならない。

8.　流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

9.　所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-1-17　工事現場発生品

1.　一般事項

受注者は、**設計図書**に定められた**現場発生品**について、**設計図書**又は**監督職員**の**指示**する場所で**監督職員**に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、**監督職員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

2.　設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第１項以外のものが発生した場合、**監督職員**に**連絡**し、**監督職員**が引き渡しを**指示**したものについては、**監督職員**の**指示**する場所で**監督職員**に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、**監督職員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

1-1-1-18　建設副産物

1.　一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を**工事**に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、**本体工事**又は**設計図書**に指定された**仮設工事**にあっては、**監督職員**と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の**仮設工事**にあっては、**監督職員**の**承諾**を得なければならない。

2.　マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される**工事**にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに**監督職員**に**提示**しなければならない。

3.　法令遵守

受注者は、「関係法令等」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4.　再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め**監督職員**に**提出**しなければならない。

5.　再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め**監督職員**に**提出**しなければならない。

6.　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に**提出**しなければならない。

7.　建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合

廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、**監督職員**と**協議**しなければならない。

1-1-1-19　工事完成図

受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、**監督職員**の**承諾**を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-1-20　工事完成検査

1.　工事完成通知書の提出

受注者は、契約約款第 31 条の規定に基づき、工事完成通知書を**監督職員**に**提出**しなければならない。

2.　工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を**監督職員**に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1)　**設計図書**（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての**工事**が完成していること。

(2)　契約約款第 17 条第 1 項の規定に基づき、**監督職員**の請求した改造が完了していること。

(3)　**設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

(4)　契約変更を行う必要が生じた**工事**においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3.　検査日の連絡

発注者は、工事完成検査に先立って、**監督職員**を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。

4.　検査内容

検査職員は、**監督職員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)　**工事**の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

(2)　工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5.　修補の指示

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができる。

6.　修補期間

修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約約款第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7.　適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、**3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等**第 3 項の規定を準用する。

1-1-1-21　既済部分検査等

1.　一般事項

受注者は、契約約款第 37 条第 2 項の部分払の**確認**の請求を行った場合、又は、契約約款第 38 条第 1 項の**工事**の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2.　部分払いの請求

受注者は、契約約款第 37 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に**工事**の出来高に関する資料を作成し、**監督職員**に**提出**しなければならない。

3.　検査内容

検査職員は、**監督職員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**工事**の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)　**工事**の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2)　工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4.　修補

受注者は、**検査職員**の指示による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。

5.　適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、**3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等**第 3 項の規定を準用する。

6.　検査日の連絡

発注者は、既済部分検査に先立って、**監督職員**を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。

1-1-1-22　部分使用

1.　一般事項

発注者は、受注者の**同意**を得て部分使用できる。

2.　監督職員による検査

受注者は、発注者が契約約款第 33 条の規定に基づく当該**工事**に係わる部分使用を行う場合には、**監督職員**による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

なお、土木工事にあっては、中間検査による検査（**確認**）でも良い。

1-1-1-23　施工管理

1.　一般事項

受注者は、**工事**の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2.　施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、次に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、**監督職員**の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

(1)　**工事**の初期で作業が定常的になっていない場合

(2)　管理試験結果が限界値に異常接近した場合

(3)　試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4)　前各号に掲げるもののほか、**監督職員**が必要と判断した場合

3.　標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、**工期**、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督職員**の**承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、**工事**に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図 1-2-2 を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和 37 年 8 月 30 日付け 道発 372 号 道路局長通達、最新改正平成 18 年 3 月 31 日付け 国道利 37 号・国道国防第 206 号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和 2 年 2 月 21 日付け 国水環第 115 号・国水治第 135 号・国水保第 103 号・国水海第 82 号　水管理・国土保全局　河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

図 1-1-2 標示板の例

4.　整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5.　周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には直ちに**監督職員**へ**連絡**し、その対応方法等に関して**監督職員**と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6.　労働環境の改善

受注者は、**工事**の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7.　発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、**監督職員**に**連絡**し、その対応の**指示**を受けるものとする。

8.　記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準)」により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の**工事写真**による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に**監督職員**へ**提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督職員**からの請求があった場合は**提示**しなければならない。

なお、土木工事施工管理基準、及び「写真管理基準」に定められていない工種または項目については、**監督職員**と**協議**の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

9.　品質管理台帳

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設資材の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成 30 年 3 月 28 日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。

10. 工事情報共有化

情報共有システムの対象である場合、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

11. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

12. 貸与機械

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（**工事**）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については**監督職員**と**協議**するものとする。

13. 工事現場への専任

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は**仮設工事**等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、**監督職員**との打合せにおいて定める。

工事完成後、検査を終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が**工事**の完成を**確認**した旨、受注者に**通知**した日とする。

14. デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に**工事写真**における小黒板の記載情報の電子的記入および、**工事写真**の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、**工事写真**の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、**監督職員**の**承諾**を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。

(1)　**対象機器の導入**

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URLhttps://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は**監督職員**に対し、**工事着手**前に本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を次に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、「http://www.jcomsia.org/kokuban」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2)　**デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入**

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 4 年 8 月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3)　**小黒板情報の電子的記入の取扱い**

本工事の**工事写真**の取扱いは、写真管理基準（令和 4 年 8 月）及びデジタル写真管理情報基準（平成 28 年 3 月）に準ずるが、同条(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和 4 年 8 月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成 28 年 3 月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

(4)　**小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品**

受注者は、同条(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に**監督職員**へ**納品**するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフ

トを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて**監督職員**へ**提出**するものとする。

なお、**提出**された信憑性確認の結果を、**監督職員**が**確認**することがある。

また、次のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、

「https://www.jcomsia.org/kokuban」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

1-1-1-24　履行報告

受注者は、契約約款第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を**監督職員**に**提出**しなければならない。

1-1-1-25　工事関係者に対する措置請求

1.　現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2.　技術者に対する措置

発注者又は**監督職員**は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-26　工事中の安全確保

1.　安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 4 年 2 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」及び JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2.　建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3.　支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、**監督職員**及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4.　使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、**監督職員**の**承諾**を得て、それを使用することができる。

5.　周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6.　架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、**監督職員**へ**報告**しなければならない。

7.　防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8.　第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

9.　安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、**工事区域**及びその周辺の監視あるいは**連絡**を行い安全を確保しなければならない。

10.　現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

(1)　工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

(2)　現場環境改善等の実施にあたっては、具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定後、施工計画書に記載し、**提出**するものとする。

11.　定期安全研修・訓練等

受注者は、**工事着手**後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

(1)　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2)　当該工事内容等の周知徹底

(3)　工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

(4)　当該工事における災害対策訓練

(5)　当該工事現場で予想される事故対策

(6)　その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書

受注者は、**工事**の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、**監督職員**の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。

14. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び**監督職員**に**連絡**しなければならない。

19. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し**監督職員**に**報告**しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、**監督職員**に**連絡**し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び**監督職員**に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

22. 施工の安全確保について

建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、次の事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。

(1)　現場点検及び安全教育については、本**共通仕様書**及び関係法令（「土木工事安全技術指針」、「労働安全衛生法」等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。

(2)　安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。

(3)　安全巡視については、**工事区域**はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。

また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。

23. 建設工事における公益占用物件等への事故防止対策

受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。

(1)　「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の**提出**

受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で**提出**すること。

また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。

なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、**契約図書**に定める工事始期日以降 30 日以内に**提出**すること。

また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の 7 日前までに**提出**すること。

※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・ＮＴＴ・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者〈情報収集を目的として〉）を対象とする。

(2)　公益占用物件所有者との調整

受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に**通知**し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。

また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。

[1]　調査箇所及び調査方法について、**監督職員**と**協議**すること。

[2]　埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

[3]　試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。

［4］　試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、**設計図書**に関して**監督職員**と**協議**すること。

(3)　監視員の配置

受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。

(4)　安全教育の実施

受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。

(5)　点検結果の報告

受注者は、前項の結果について**監督職員**に**報告**すること。

24. 供用中の道路上の橋梁架設工事に伴う安全確保について

供用中の道路上の橋梁架設にあたっては、次の各号により一層の安全確保を図るものとする。

(1)　橋梁架設に係る仮設構造物（基礎部分を含む。）（以下単に「仮説構造物」という。）については、設計及び施工の各段階で、**工事**の条件を踏まえ適切な荷重を設定したうえで、支持、転倒、滑動等に対して安全であることを十分に確認するものとする。

また、その手法及び確認体制について施工計画書に記載しなければならない。

(2)　仮設構造物についてはその変位など安全管理上必要な項目について常時計測を行うとともに、計測結果を十分に確認するものとする。

また、その手法及び確認体制について施工計画書に記載しなければならない。

なお、変状が認められた場合には、直ちに架設作業を中止するとともに、緊急を要する場合には直ちに応急措置（通行規制を含む）を取るとともに、その措置内容を**監督職員**に**連絡**しなければならない。

(3)　橋桁が橋台又は橋脚への据え付けを完了していない状態で供用中の道路の上空に架かっている場合には当該橋桁の移動を行わない期間においても、その影響範囲について、関係機関と**協議**のうえ道路の通行規制を行うこととし、その規制方法を施工計画書に記載しなければならない。

ただし、落下防止のために当該橋桁を固定している場合（仮設構造物への固定は対象としない）はこの限りでない。

25. 高温多湿な作業環境下での必要な措置

「土木工事安全施工技術指針（平成 29 年 3 月）」に則り、適切に対処すること。

(1)　作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風又は冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。

(2)　作業の休止及び休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。

(3)　高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。

26. 建設工事における公益占用物件等への事故対策

受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等による接触・切断事故の防止のため、現場出入り口及び架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。

ただし、維持、保守工事等の現場作業が点在し、一時的な工事においてはこの限りではない。

27. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

1-1-1-27　爆発及び火災の防止

1.　火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、次の規定による。

(1)　受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、**監督職員**の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

(2)　現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2.　火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

(1)　受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

(2)　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3)　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4)　受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-1-28　後片付け

受注者は、**工事**の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、**現場**及び**工事**にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。

また、**工事検査**に必要な足場、はしご等は、**監督職員**の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-1-29　事故報告書

受注者は、**工事**の施工中に事故が発生した場合には、直ちに**監督職員**に**連絡**するとともに、**指示**する期日までに、工事事故報告書を**提出**しなければならない。

1-1-1-30　環境対策

1.　環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び**工事**の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2.　苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ**監督職員**に**連絡**しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時**監督職員**に**報告**しなければならない。

3.　注意義務

受注者は、**工事**の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を**監督職員**に**提出**しなければならない。

4.　廃油等の適切な措置

受注者は、**工事**に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5.　水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、**工事**の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6.　排出ガス対策型建設機械

受注者は、**工事**の施工に当たり**表 1-1-1** に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改訂法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを**監督職員**が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発

建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、**監督職員**と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において**表 1-1-2** に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 3 年 2 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 1 号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを**監督職員**が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、**監督職員**と**協議**するものとする。

表 1-1-1

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-2

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輌の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7.　特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、**監督職員**から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8.　低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができる。

「一部機種の調達が不可能な場合」とは、次のように供給側に問題があり、低騒音・低振動型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

(1) 発注機関管内の市町にあるリース業者に低騒音・低振動型建設機械の在庫がない。

(2) 広島県内のメーカーの販売店から低騒音・低振動型建設機械を調達するのに大幅な時間がかかる。

9.　特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正法律第 36 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

(1)　グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、**監督職員**と**協議**する。

また、その調達実績の集計結果を**監督職員**に**提出**するものとする。なお、集計及び**提出**の方法は、**設計図書**及び**監督職員**の**指示**による。

(2)　グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-1-31　文化財の保護

1.　一般事項

受注者は、**工事**の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、**設計図書**に関して**監督職員**に**協議**しなければならない。

2.　文化財等発見時の処置

受注者が、**工事**の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る**工事**に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-32　交通安全管理

1.　一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第 28 条によって処置するものとする。

2.　施工計画

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。

3.　輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う**工事**については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

4.　交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う**工事**は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

5.　交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る**工事**の施工にあたっては、交通の安全について、**監督職員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和３年６月改正内閣府・国土交通省令第２号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年８月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省局長通知、平成 18 年３月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成 18 年３月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

6.　工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7.　工事用道路共用時の処置

受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せし、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8.　工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

9.　公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

10. 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

11. 作業区域の標示等

受注者は、**工事**の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

12. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちにその物体を取り除かなればならない。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び**監督職員**へ**連絡**しなければならない。

13. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び**監督職員**へ**連絡**しなければならない。

14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 3 年 6 月改正政令第 172 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0ｔ（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0ｔ）
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5ｔ以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

15. 現道工事における安全施設

(1)　距離表示を示す予告看板は、現地の状況に合わせ適正に配置すること。

(2)　現道工事における安全施設については、修繕、塗装、清掃等の適正な管理を行い、道路利用者が容易に視認できるように努めること。

16. 資格要件

受注者は、交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

なお、各県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1 名以上の交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を配置すること。

資格	資格要件
交通誘導警備検定合格者 （1 級及び 2 級）	・警備業法第 23 条の 1 に定める検定（交通誘導警備）に合格したもの
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第 2 条第 1 項第 2 号の警備業務）を受けているもの ・警備業法における指定講習を受講したもの

17. 適正な交通誘導

片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じバランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。

また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導警備員を配置すること。

なお、配置については、**監督職員**と**協議**するものとする。

18. 交通誘導員警備の配置計画

現道上の作業において、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を十分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載しなければならない。

なお、記載する項目は次のとおりとする。

(1)　交通誘導警備員の配置計画

(2)　渋滞状況等の点検方法

(3)　片側交互交通規制による渋滞長の偏り対策

(4)　隣接工事との交通対策

(5)　渋滞等の緊急時の対応方法

なお、(1) ～ (5) に伴い、特別な費用が必要な場合は、**監督職員**と**協議**を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

1-1-1-33　施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約約款第 33 条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について**監督職員**と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約約款第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-34　諸法令の遵守

1.　諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、**工事**の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示す通りである。

(1)	会計法	(令和元年 5 月改正法律第 16 号)
(2)	建設業法	(令和 3 年 5 月改正法律第 48 号)
(3)	下請代金支払遅延等防止法	(平成 21 年 6 月改正法律第 51 号)
(4)	労働基準法	(令和 2 年 3 月改正法律第 14 号)
(5)	労働安全衛生法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(6)	作業環境測定法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(7)	じん肺法	(平成 30 年 7 月改正法律第 71 号)
(8)	雇用保険法	(令和 3 年 6 月改正法律第 58 号)
(9)	労働者災害補償保険法	(令和 2 年 6 月改正法律第 40 号)
(10)	健康保険法	(令和 3 年 6 月改正法律第 66 号)
(11)	中小企業退職金共済法	(令和 2 年 6 月改正法律第 40 号)
(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 2 年 3 月改正法律第 14 号)
(13)	出入国管理及び難民認定法	(令和 3 年 6 月改正法律第 69 号)
(14)	道路法	(令和 3 年 3 月改正法律第 9 号)
(15)	道路交通法	(令和 2 年 6 月改正法律第 52 号)
(16)	道路運送法	(令和 2 年 6 月改正法律第 36 号)
(17)	道路運送車両法	(令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)
(18)	砂防法	(平成 25 年 11 月改正法律第 76 号)
(19)	地すべり等防止法	(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
(20)	河川法	(令和 3 年 5 月改正法律第 31 号)
(21)	海岸法	(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(22)	港湾法	(令和 2 年 6 月改正法律第 49 号)
(23)	港則法	(令和 3 年 6 月改正法律第 53 号)
(24)	漁港漁場整備法	(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(25)	下水道法	(令和 3 年 5 月改正法律第 31 号)
(26)	航空法	(令和 3 年 6 月改正法律第 65 号)
(27)	公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正法律第 51 号)
(28)	軌道法	(令和 2 年 6 月改正法律第 41 号)
(29)	森林法	(令和 2 年 6 月改正法律第 41 号)
(30)	環境基本法	(令和 3 年 5 月改正法律第 36 号)
(31)	火薬類取締法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)

(32)　大気汚染防止法　（令和 2 年 6 月改正法律第 39 号）
(33)　騒音規制法　（平成 26 年 6 月改正法律第 72 号）
(34)　水質汚濁防止法　（平成 29 年 6 月改正法律第 45 号）
(35)　湖沼水質保全特別措置法　（平成 26 年 6 月改正法律第 72 号）
(36)　振動規制法　（平成 26 年 6 月改正法律第 72 号）
(37)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（令和元年 6 月改正法律第 37 号）
(38)　文化財保護法　（令和 3 年 4 月改正法律第 22 号）
(39)　砂利採取法　（平成 27 年 6 月改正法律第 50 号）
(40)　電気事業法　（令和 2 年 6 月改正法律第 49 号）
(41)　消防法　（令和 3 年 5 月改正法律第 36 号）
(42)　測量法　（令和元年 6 月改正法律第 37 号）
(43)　建築基準法　（令和 3 年 5 月改正法律第 44 号）
(44)　都市公園法　（平成 29 年 5 月改正法律第 26 号）
(45)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（令和 3 年 5 月改正法律第 37 号）
(46)　土壌汚染対策法　（平成 29 年 6 月改正法律第 45 号）
(47)　駐車場法　（平成 29 年 5 月改正法律第 26 号）
(48)　海上交通安全法　（令和 3 年 6 月改正法律第 53 号）
(49)　海上衝突予防法　（平成 15 年 6 月改正法律第 63 号）
(50)　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（令和 3 年 5 月改正法律第 43 号）
(51)　船員法　（令和 3 年 6 月改正法律第 75 号）
(52)　船舶職員及び小型船舶操縦者法　（平成 30 年 6 月改正法律第 59 号）
(53)　船舶安全法　（令和 3 年 5 月改正法律第 43 号）
(54)　自然環境保全法　（平成 31 年 4 月改正法律第 20 号）
(55)　自然公園法　（令和 3 年 5 月改正法律第 29 号）
(56)　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（令和 3 年 5 月改正法律第 37 号）
(57)　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正法律第 36 号）
(58)　河川法施行法抄　（平成 11 年 12 月改正法律第 160 号）
(59)　技術士法　（令和元年 6 月改正法律第 37 号）
(60)　漁業法　（令和 3 年 5 月改正法律第 47 号）
(61)　空港法　（令和元年 6 月改正法律第 37 号）
(62)　計量法　（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）
(63)　厚生年金保険法　（令和 3 年 6 月改正法律第 66 号）
(64)　航路標識法　（令和 3 年 6 月改正法律第 53 号）
(65)　資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成 26 年 6 月改正法律第 69 号）
(66)　最低賃金法　（平成 24 年 4 月改正法律第 27 号）
(67)　職業安定法　（令和元年 6 月改正法律第 37 号）
(68)　所得税法　（令和 3 年 5 月改正法律第 37 号）

(69)　水産資源保護法　(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(70)　船員保険法　(令和 3 年 6 月改正法律第 66 号)
(71)　著作権法　(令和 3 年 6 月改正法律第 52 号)
(72)　電波法　(令和 3 年 3 月改正法律第 19 号)
(73)　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和 2 年 6 月改正法律第 42 号)
(74)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律　(令和 3 年 6 月改正法律第 58 号)
(75)　農薬取締法　(令和元年 12 月改正法律第 62 号)
(76)　毒物及び劇物取締法　(平成 30 年 6 月改正法律第 66 号)
(77)　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律　(平成 29 年 5 月法律第 41 号)
(78)　公共工事の品質確保の促進に関する法律　(令和元年 6 月改正法律第 35 号)
(79)　警備業法　(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(80)　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律　(令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)
(81)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和 2 年 6 月改正法律第 42 号)
(82)　地方税法　(令和 4 年 3 月改正法律第 1 号)
(83)　地方自治法　(令和 4 年 4 月改正法律第 34 号)
(84)　都市計画法　(令和 3 年 5 月改正法律第 31 号)
(85)　特許法　(令和 3 年 5 月改正法律第 42 号)
(86)　砕石法　(平成 30 年 5 月改正法律第 23 号)
(87)　宅地造成等規制法　(平成 26 年 5 月改正法律第 42 号)

2.　法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3.　不適当な契約図書の処置

受注者は、当該**工事**の計画、**契約図面**、**仕様書**及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに**監督職員**と**協議**しなければならない。

1-1-1-35　官公庁等への手続等

1.　一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2.　関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

3.　諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その**書面**を**監督職員**に**提示**しなければならない。

なお、**監督職員**から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。

4.　許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、**監督職員**と**協議**しなければならない。

5.　コミュニケーション

受注者は、**工事**の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6.　苦情対応

受注者は、地元関係者等から**工事**の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7.　交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と**工事**の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、**監督職員**に**連絡**の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8.　交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時**監督職員**に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

9.　事業内容の説明と周知

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、**工事**の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。（維持工事等を除く）

また、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

1-1-1-36　施工時期及び施工時間の変更

1.　施工時間の変更

受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ**監督職員**と**協議**するものとする。

2.　休日又は夜間の作業連絡

受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うに当たっては、事前にその理由を**監督職員**に**連絡**しなければならない。

ただし、現道上の工事については**書面**により**提出**しなければならない。

1-1-1-37　工事測量

1.　一般事項

受注者は、**工事着手**後直ちに測量を実施し、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は**監督職員**に測量結果を速やかに**提出**し**指示**を受けなければならない。

なお、測量標（仮ＢＭ）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、**監督職員**の**指示**を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を**監督職員**に**提出**しなければならない。

2.　引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。

変動や損傷が生じた場合、**監督職員**に**連絡**し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3.　仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

4.　工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮ＢＭ）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、**監督職員**の**承諾**を得て移設することができる。

また、用地幅杭が現存しない場合は、**監督職員**と**協議**しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

5.　既存杭の保全

受注者は、**工事**の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

6.　水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1-1-1-38　不可抗力による損害

1.　工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を**監督職員**を通じて発注者に**通知**しなければならない。

2.　設計図書で定めた基準

契約約款第 29 条第 1 項に規定する「**設計図書**で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1)　波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2)　降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

[1]　24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

[2]　1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

[3]　連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

[4]　その他**設計図書**で定めた基準

(3)　強風に起因する場合
最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(4)　河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5)　地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3.　その他

契約約款第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約約款第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-39　特許権等

1.　一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、**監督職員**と**協議**しなければならない。

2.　保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。

3.　著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和 3 年 6 月改正法律第 52 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-1-40　保険の付保及び事故の補償

1.　一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で**工事**に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2.　回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3.　保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4.　法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5.　補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない

1-1-1-41　臨機の措置

1.　一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに**監督職員**に**通知**しなければならない。

2.　天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び**工期**の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

3.　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を**監督職員**に直ちに**通知**しなければならない。

第２節　総則（広島高速道路公社（１））

1-1-2-1　適用

1. **優先事項**

1-1-1-1 適用に規定している「土木工事標準設計図集」とは、広島県制定の「土木構造物標準設計図集」をいう。

1-1-2-2　用語の定義

1. **監督職員**

1-1-1-2用語の定義に規定されている**監督職員**とは、「広島高速道路公社請負工事監督要綱第3条第1項」に規定する**監督職員**とし、**総括監督員**、**主任監督員**、**監督員**を総称していう。

2. **検査職員**

1-1-1-2用語の定義に規定されている**検査職員**とは、「広島高速道路公社契約細則第31条第1項」に規定する検査員とし、契約約款第31 条第2 項の規定に基づき、**工事検査**を行うために発注者が定めた者をいう。

3. **工期**

1-1-1-2 用語の定義に規定されている**工期**には、検査期間として 13 日間を見込んでいる。

1-1-2-3　施工計画書

受注者は、総合評価落札方式による入札を行った**工事**については、**提出**した技術資料に記載した内容について、施工計画書に記載しなければならない。

1-1-2-4　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、「低入札価格調査制度事務取扱要綱」による「低価格入札者」として契約した場合、工事実績情報システム（コリンズ）に工事実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、**監督職員**の**確認**を受けること。

なお、低入札技術者については主任技術者として登録し、公告等で求める資格を満たすことを確認できる資料を**提示**すること。

1-1-2-5　工事の下請負

1. **下請負者の資格**

1-1-1-9 工事の下請負に規定されている「建設工事入札参加資格」とは、広島高速道路公社の建設工事入札参加資格をいう。

2. **指名除外**

1-1-1-9 工事の下請負に規定されている「指名除外」とは、広島高速道路公社の「建設工事入札参加資格者指名停止措置要綱」の指名停止をいう。

3. **社会保健の加入に関する下請事項**

受注者は、この**工事**を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関

する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

4.　重層下請の防止

やむを得ず**工事**の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、工事内容に応じた専門工事として発注するものとし、原則として土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）として発注を行うことは認めないものとする。

なお、真に止むを得ない理由により、一式工事として発注しようとする場合は、あらかじめ下請工事を土木一式工事（建築一式工事）として発注する理由書を**提出**すること。

1-1-2-6　調査・試験に対する協力

1.　低入札価格調査

1-1-1-12 調査・試験に対する協力による「低入札価格調査制度」とは、「広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱」をいう。

2.　NETIS

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、有用と思われる NETIS 登録技術を活用しようとする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

1-1-2-7　工事の一時中止

1.　事務処理

工事一時中止に係る具体的な考え方や手続きについては、「工事一時中止に係るガイドライン 広島高速道路公社（平成 28 年 4 月）」を参考にすること。

1-1-2-8　設計図書の変更

1.　事務処理

設計図書の変更に係る具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン 広島高速道路公社（平成 28 年 4 月）」を参考とすること。

1-1-2-9　工期変更

1.　事務処理

工期の変更に係る具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン 広島高速道路公社（平成 28 年 4 月）」を参考とすること。

1-1-2-10　建設副産物

1.　法令遵守

1-1-1-18 建設副産物に規定されている「関係法令等」とは、「建設副産物適正処理実施要領（広島県制定平成 15 年 4 月 1 日改正）」、「再生資源利用促進実施要領（広島県制定令和 4 年 6 月 1 日改正）」をいう。

2.　再生資源利用計画

1-1-1-18 建設副産物による再生資源利用促進計画の作成は、請負代金額 100 万円以上の**工事**とする。

3. 再生資源利用促進計画

1-1-1-18 建設副産物による再生資源利用促進計画の作成は、請負代金額100万円以上の**工事**とする。

4. 産業廃棄物管理票交付等状況報告

受注者は、マニフェスト交付等状況報告書を所管機関（各厚生環境事務所等）に**提出**すること。ただし、電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センターが行政報告を行うため**報告**する必要はない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号）が平成18年7月26日公布され、平成20年度から産業廃棄物を排出する事業者で、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付している事業者は、毎年6月30日までに、前年度1年間のマニフェスト交付状況に係る報告書の**提出**が義務付けられた。）

5. 建設リサイクル法

(1)　受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（(8)対象建設工事の定義を参照）については、次の各号の規定を遵守しなければならない。

(2)　受注者は、発生する「特定建設資材廃棄物」（(8)対象建設工事の定義を参照が廃棄物になったものをいう。）について、建設リサイクル法を遵守し再資源化等をしなければならない。

(3)　対象建設工事落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、「法第12条第1項に基づく書面」を**提出**し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）した後、発注者（契約担当課）に対して、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、「法13条及び省令第4条に基づく書面」を**提出**しなければならない。

(4)　対象建設工事の落札者がこれらの**書面**をこの期間内に**提出**しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取り扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

[1]　「法第12条第1項に基づく書面」及び「法第13条に及び省令第4条に基づく書面」は、建設工事様式の契約関係様式により作成すること。

[2]　「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。

[3]　「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

(5)　請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、［1］分別解体等の方法、［2］解体工事に要する費用、［3］再資源化等をするための施設の名称及び所在地、［4］再資源化等に要する費用について、請負契約に係る**書面**に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

(6)　受注者は、その請け負った**工事**の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、建設リサイクル法第 12 条第 2 項に基づき、建設リサイクル法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、告知書様式で告げなければならない。

(7)　請負契約の当事者は、請負契約の内容で上記(6)に規定する事項に該当するものを変更する時は、その変更の内容を**書面**に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

(8)　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、次の事項を**書面**に記載し、**監督職員**に**報告**しなければならない。

なお、**書面**は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

(9)　対象建設工事の定義

「対象建設工事」とは、次の［1］に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する［2］の工事規模の建設工事をいう。

［1］　特定建設資材（１品目以上）

1)　コンクリート

2)　コンクリート及び鉄から成る建設資材

3)　木材

4)　アスファルト・コンクリート

［2］　工事規模

工事に種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計　80m2 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500m2 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500 万円以上

(注)解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

6.　建設廃棄物

(1)　受注者は、**工事**により発生する建設廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。

(2)　**工事**で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。ただし、建設資材廃棄物が、破砕等（選別を含む。）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。

有用物とは、有価物たる性状を有するものをいい、客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。

(3)　建設廃棄物の処理費用（運搬費を含む処分費）は、前号に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

7.　建設副産物情報交換システム

1-1-1-18 建設副産物による建設副産物情報交換システムは、請負代金額100 万円以上の**工事**を対象とする。

8.　「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく届出

(1)　受注者は、本工事により発生する建設発生土について 500 ㎥以上（一時たい積場については 500 ㎥／月以上）の土砂を事業区域外へ搬出するときは、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成 16 年広島県条例第 1 号、以下「広島県土砂条例」という。）第 2 章第 8 条及び第 9 条に基づき、土砂の搬出に係る計画を定め、当該土砂の搬出を開始する日から起算して 20 日前（一時たい積場については、当該計画に係る月の初日の 10 日前）までに、知事に届け出なければならない。また、搬出先の施設が広島県土砂条例の規制を受ける場合は、その施設が土砂を適正に処理している資料（広島県土砂条例に係る受理書又は許可書の写し等）を**提出**しなければならない。なお、工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により、指定した処分地が確保できない場合は、**監督職員**と**設計図書**の内容に関して**協議**することとする。

(2)　受注者は、本工事により発生する建設発生土について、事業区域外において土砂埋立区域の面積が 2,000 ㎡以上となる土砂の埋立行為（埋立て、盛土、たい積）を行う場合は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、土砂埋立区域の面積が 2,000 ㎡未満であっても、広島市土砂堆積等規制条例（平成 16 年広島市条例第 36 号）等、土砂埋立区域ごとに当該市町で定める条例等がある場合は、遵守し、適正に処理しなければならない。

1-1-2-11　工事完成検査

1.　工事完成通知書の提出

1-1-1-20 工事完成検査による工事完成通知書は、終期日の 13 日前までに**監督職員**に**提出**しなければならない。

1-1-2-12　施工管理

1.　標示板の設置

表示板の設置については、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）を参考とすること。

当初請負代金額が 250 万円以上の場合、道路工事現場における標示施設等の設置基準の様式 1 に請負代金額の 1 万円未満を切り捨てて記載すること。

ただし、施工箇所が点在する工事等の場合は、請負代金額の記載は不要とすることができる。

様式１（記載例）

2.　記録及び関係書類

1-1-1-23 **施工管理**に規定されている「土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準)」及び「写真管理基準」とは、「土木工事施工管理基準」（令和４年８月）広島県及び「写真管理基準」（令和４年８月）広島県をいう。

1-1-2-13　履行報告

1-1-1-24 **履行報告**による工事履行報告書は、毎月７日までに**監督職員**に**提出**しなければならない。

1-1-2-14　交通安全管理

1.　ダンプトラック等による過積載の防止

(1)　工事用資機材等の積載超過を防止しなければならない。

(2)　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入してはならない。

(3)　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにしなければならない。

(4)　さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が工事現場に出入りすることのないようにしなければならない。

(5)　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進しなければならない。

(6)　下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除しなければならない。

(7)　前６項のことにつき、下請契約における受注者を指導しなければならない。

1-1-2-15　諸法令の遵守

1.　立入調査

発注者は、受注者が**工事**の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。

受注者は、発注者又は発注者の指名するものが工事現場、現場事務所又は営業所に立入調査を実施する場合はこれを受け入れなければならない。

1-1-2-16　保険の付保及び事故の補償

1.　掛金収納書の提出

受注者は、請負代金額が 300 万円以上の**工事**において、建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合を含む。）は、その購入状況を工事完成時までに発注者に**書面**で**報告**しなければならない。この**報告**に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。なお、共済証紙を購入しなかった場合（工事請負契約額の増額変更等があったときに共済証紙の追加購入をしなかった場合を含む。）には、その理由を**書面**により発注者に**報告**するものとする。

2.　植栽保険

受注者は、樹木又は地被植物（芝類、笹類）を植栽する場合、植栽保険を付保するものとする。

ただし、移植工事、根回し工事、種子吹き付け工等の種子の使用による緑化工事は除くものとする。

第３節　総則（広島高速道路公社（２））

1-1-3-1　主任技術者又は監理技術者の変更

1.　技術者変更の事由

次のいずれかに該当し、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）が途中交代しても支障が無いと**総括監督員**が認める場合に、監理技術者等の途中交代を認めるものとする。

ただし、原則として同一年度内に複数回の交代は認めないものとする。

(1)　監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、又は退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき。

(2)　受注者の責によらない理由により**工期**が延長された場合であって、延長前の**工期**を経過したとき。

(3)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む**工事**であって、工場から現地へ工事の**現場**が移行するとき。

(4)　**工事**が概ね完了したと認められるとき。

2.　後任技術者

前項により途中変更を行う場合は次により対応すること。

(1)　原則として、後任監理技術者等の資格及び工事実績が前任監理技術者等と同等以上であること。

(2)　継続的に業務遂行できるように、前任・後任双方の監理技術者等を重複配置し、引継を行うこと。ただし、死亡等、引継ぎ困難な場合は除くものとする。

引継に必要な期間は、1 年以内の**工期**の**工事**については 7 日間程度、1 年を超え 2 年以内の**工期**の**工事**においては 14 日間程度、2 年を越える**工期**の**工事**については 1 ヶ月間程度を目安とする。

1-1-3-2　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

1.　提出期間

受注者は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置くときは、契約約款第 10 条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）通知書」を契約締結後 14 日以内に**監督職員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

これらを変更した場合も同様とする。

2.　資格証明

主任技術者又は監理技術者を配置するときは、「現場代理人等（変更）通知書」に建設業法等により必要となる資格を証明できるものの写しを添付しなければならない。

（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付しなければならない。）

3.　監理技術者資格者証

監理技術者を配置するときは、「現場代理人等（変更）通知書」に監理技術者資格者証の写し（表、裏とも）を添付しなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習終了証が統合されていない場合は、講習終了証の写し（表のみ）も添付しなければならない。

4.　雇用関係の確認

「現場代理人等（変更）通知書」には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が**確認**できるもの（健康保険証の写し等）を添付しなければならない。健康保険証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施すこと。

5.　配置要件

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第 10 条第 1 項第 2 号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

(1)　下請契約金額の総額が 4,000 万円以上、又は**設計図書**等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。

(2)　請負代金額 3,500 万円以上、又は**設計図書**等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。

(3)　請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満、又は**設計図書**等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満）は、この**工事**を含めて 5 件までとする。

6.　誓約書

「現場代理人等（変更）通知書」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。

(1)　請負代金額が 3,500 万円以上、又は**設計図書**等において特に定めた場合

配置する主任技術者又は監理技術者について、他の**工事**の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書

(2)　請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満、又は**設計図書**等において特に定めた場合

配置する主任技術者又は監理技術者について、次の[1]又は[2]に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在 5 件（本件工事は含まない。）以上の**工事**に配置していない旨の誓約書

[1]　500 万円以上 3,500 万円未満（建築一式工事については、1,500 万円以上 7,000 万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者

[2]　災害復旧工事以外の工事の現場代理人

7.　監理技術者要件

受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。なお、発注者からの請求があったときは、資格を証明する書類を**提示**しなければならない。

(1)　建設業法第 15 条第 2 号イ又はロに該当する者

(2)　建設業法第 15 条第 2 号ハの規定により国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、次の各号のいずれかに該当する者

[1]　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

[2]　平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者証を有する者

[3]　平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

8.　専任義務の緩和

専任が義務付けられた**工事**に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

(1)　**工期**の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は**仮設工事**等が開始されるまでの期間）

(2)　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む**工事**であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む**工事**の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

(4)　工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

9.　配置期間

工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の主任技術者又は監理技術者の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

10.　兼務の要件

入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

1-1-3-3　下請負及び契約の制限

1.　下請負の制限

受注者は、**工事**の全部又は一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1)　広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 10 年 7 月 31 日制定）により指名停止された者で、その指名停止の期間が経過しない者

(2)　公社発注工事等における下請等の制限基準（平成 22 年 12 月 10 日制定）により下請制限された者で、その下請制限の期間が経過しない者

(3)　建設業法第 28 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づく**指示**又は同条第 3 項若しくは第 5 項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと若しくは同法第第 29 条の規定に基づく許可の取消しの処分を受けたこと若しくは広島高速道路公社建設工事競争入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から指名停止された者で、その指名停止期間が経過しない者

2.　再下請等の制限

受注者は、この**工事**に関する下請業者が、第 1 項各号のいずれかに該当する者に工事の一部を請負わせることに該当する者を原材料の購入契約、その他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

1-1-3-4　暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

1.　責任者の配置

請負契約を締結した営業所に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 14 条第１項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに、同条第２項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに**提出**すること。

2.　不当介入

暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に**報告**し、所轄の警察署に届け出なければならない。

3.　排除対策

発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

4.　工程の遅れ

排除対策を講じたにもかかわらず、**工期**の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する**協議**を行うこととする。

5.　工期延長

発注者と工程に関する**協議**を行った結果、**工期**に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第 21 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこととする。

6.　被害届

暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに**報告**し、被害届を速やかに所轄の警察署に届け出なければならない。

7.　被害届受理証明書

当該被害により、**工期**の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する**協議**を行うこととする。その結果、**工期**に遅れが生じると認められた場合は、建設工事請負契約約款第 21 条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこととする。この請求には被害届受理証明書を添付することとする。

1-1-3-5　工事中情報共有システム

情報共有システムの対象である場合、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

監督職員及び受注者が使用する**情報共有システム**のサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

受注者は、**監督職員**又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

1-1-3-6　契約後ＶＥ工事

契約締結後、受注者が、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る**設計図書**の変更について発注者に提案することがで

きる方式（契約後 VE 方式）の場合、その詳細は次のとおりである。

1.　定義

「ＶＥ提案」とは、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る**設計図書**の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2.　ＶＥ提案の意義及び範囲

(1)　受注者がＶＥ提案を行う範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち工事材料及び施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする

(2)　次の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

[1]　施工方法等を除く工期延期等の施工条件の変更を伴う提案

[2]　契約約款第 18 条に基づき条件変更が**確認**された後の提案

[3]　入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

3.　ＶＥ提案書の提出

(1)　受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式－１～４）に記載し、発注者に**提出**しなければならない。

[1]　**設計図書**に定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

[2]　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）

[3]　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

[4]　発注者が別途発注する関連工事との関係

[5]　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項

[6]　その他、ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

(2)　発注者は、**提出**されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3)　受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に**提出**できるものとする。

(4)　ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4.　ＶＥ提案の審査

ＶＥ提案の審査は、施工の確実性、安全性、**設計図書**と比較した経済性等について行う。

5.　ＶＥ提案の採否等

(1)　発注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領日から起算し、14 日以内に**書面**（様式－５）により受注者に**通知**するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

また、提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合の前項の**通知**は、その理由を付して行うものとする。

(2)　発注者は、ＶＥ提案による**設計図書**の変更を行う場合は、契約約款第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。

(3)　発注者は、ＶＥ提案による**設計図書**の変更を行う場合は、契約約款第 24 条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

(4)　前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

(5)　ＶＥ提案を採用した後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を認めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

(6)　発注者は、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合には、契約約款第 24 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、契約約款第 18 条の条件変更が生じた場合の前記(4)のＶＥ管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、**工事**の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が**協議**して定めるものとする。

6.　ＶＥ提案の保護

ＶＥ提案については、以後の**工事**において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

7.　責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認め、**設計図書**の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

8.　提案書類の作成費用

ＶＥ提案書類の作成に要した一切の費用は、受注者の負担とする。

1-1-3-7 長期休暇における現場管理

設計図書に明示のない場合は次による。

受注者は、設計図書に明示した場合を除き、年末年始休暇、夏季休暇等の長期休暇により長期に現場閉所を行うにあたり、休暇日程、緊急連絡体制（必要に応じて、現場巡視体制、保安施設の設置状況写真）の資料を作成し事前に監督職員に提出すること。

第２編　材料編

第１章　一般事項

第１節　適用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、本**共通仕様書**に示す規格に適合したもの、又はこれと**同等以上の品質**を有するものとする。

ただし、**監督職員**が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

第２節　工事材料の品質

1.　一般事項

受注者は、**工事**に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、**監督職員**又は**検査職員**の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、**監督職員**へ**提出**しなければならない。

なお、ＪＩＳ規格品のうちＪＩＳマーク表示が認証されＪＩＳマーク表示がされている材料・製品等（以下、「ＪＩＳマーク表示品」という）については、ＪＩＳマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。

2.　中等の品質

契約約款第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、**ＪＩＳ規格**に適合したもの又は、これと**同等以上の品質**を有するものをいう。

3.　試験を行う工事材料

受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、ＪＩＳ又は**設計図書**に定める方法により試験を実施し、その結果を**監督職員**に**提出**しなければならない。

なお、ＪＩＳマーク表示品については試験を省略できる。

4.　見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において**監督職員**の試験もしくは**確認**及び**承諾**を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料の使用までに**監督職員**に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、ＪＩＳマーク表示品については、ＪＩＳマーク表示状態の**確認**とし見本又は品質を証明する資料の**提出**を省略できる。

5.　材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と**監督職員**から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度**確認**を受けなければならない。

6.　海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちＪＩＳマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を**監督職員**に**提出**しなければならない。

なお、**表 2-1-1** に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表 2-1-1　「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/細別		品目	対応ＪＩＳ規格 (参考)
Ⅰ　セメント		ポルトランドセメント	JISR5210
		高炉セメント	JISR5211
		シリカセメント	JISR5212
		フライアッシュセメント	JISR5213
Ⅱ 鋼 材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JISG3101
		溶接構造用圧延鋼材	JISG3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JISG3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JISG3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JISG3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JISG3444
		配管用炭素鋼鋼管	JISG3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JISG3457
		一般構造用多形鋼管	JISG3466
	4 鉄線	鉄線	JISG3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JISG3525
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線	JISG3536
		ＰＣ鋼棒	JISG3109
		ピアノ線材	JISG3502
		硬鋼線材	JISG3506
	7 鉄鋼	鉄線	JISG3532
		溶接金網	JISG3551
		ひし形金網	JISG3552
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JISA5525
		Ｈ型鋼ぐい	JISA5526
		熱間圧延鋼矢板	JISA5528
		鋼管矢板	JISA5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JISG3101
		六角ボルト	JISB1180
		六角ナット	JISB1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JISB1186
Ⅲ　瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
		石油アスファルト乳剤	JISK2208
Ⅳ　割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JISK5006
		道路用砕石	JISA5001
		アスファルト舗装用骨材	JISA5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JISA5008
		コンクリート用砕石及び砕砂	JISA5005
		コンクリート用スラグ骨材	JISA5011
		道路用鉄鋼スラグ	JISA5015

第３節　工事材料の品質（広島高速道路公社）

2-1-3-1　再生材

工事に使用する材料について、次表に該当するものは再生材を使用するものとする。
なお、これにより、難い場合は、**監督職員**と**協議**すること。

資材名	名称及び規格	使用箇所	品質基準
土砂	処理土・改良土	・盛土材、埋戻材	・広島高速道路公社土木工事共通仕様書 ・土壌汚染に係る環境基準 ・建設発生土利用技術マニュアル ・道路土工指針 ・建設汚泥再生利用マニュアル
砂	再生砂（ＲＳ）	・遮断層、埋戻材（良質土の無い場合）、軟弱地盤の置換材及び凍上抑制層など	広島高速道路公社土木工事共通仕様書
砕石	再生クラッシャーラン （RC40、30）	・埋戻材及び置換材 ・コンクリートブロック積み、側溝及び擁壁等の構造物の基礎 ・コンクリートブロック積み、側溝及び擁壁等の構造物の裏込め材 ・仮設道路の敷砂利 ・下層路盤	広島高速道路公社土木工事共通仕様書
	再生粒度調整砕石 （ＲＭ30、40）	・上層路盤	広島高速道路公社土木工事共通仕様書
アスファルト合材	再生細粒度アスコン 再生密粒度アスコン （骨材最大粒径は 20 ㎜又は 13 ㎜）	・車道、路肩、歩道及び仮設道路などの表層	広島高速道路公社土木工事共通仕様書
	再生粗粒度アスコン （骨材の最大粒径 20 ㎜）	・中間層及び基層	広島高速道路公社土木工事共通仕様書
	再生アスファルト安定処理	・アスファルト安定処理で行う上層路面工	広島高速道路公社土木工事共通仕様書

2-1-3-2　植物又は種子

受注者は、植栽工、吹付工、植生マット・シート工、その他これらに類する植生工に用いる植物又はその種子には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）において指定する次の植物を使用してはならない。

科	属	特定外来生物
キク Compositae	コレオプスィス(ハルシャギク) Coreopsis	オオキンケイギク (C.lanceolata)
	ギュロノコロニス(ミズヒマワリ) Gymnocoronis	ミズヒマワリ (G.spilanthoides)
	ルドベキア(オオハンゴンソウ) Rudbeckia	オオハンゴンソウ (R.laciniata)
	セネキオ(キオン(サワギク)) Senecio	ナルトサワギク (S.madagascariensis)
ゴマノハグサ Scrophulariaceae	ヴェロニカ(クワガタソウ) Veronica	オオカワヂシャ (V.anagallis-aquatica)
ヒユ Amaranthaceae	アルテルナンテラ(ツルノゲイトウ) Alternanthera	ナガエツルノゲイトウ (A.ranunculoides)
セリ Apiaceae	ヒュドロコティレ(チドメグサ) Hydrocotyle	ブラジルチドメグサ (H.ranunculoides)
ウリ Cucurbitaceae	スィキュオス(アレチウリ) Sicyos	アレチウリ (S.angulatus)
アリノトウグサ Haloragaceae	ミュリオフュルルム(フサモ) Myriophyllum	オオフサモ (M.aquaticum)
イネ Poaceae	スパルティナ Spartina	スパルティナ・アングリカ (S.anglica)
サトイモ Araceae	ピスティア(ボタンウキクサ) Pistia	ボタンウキクサ (P.stratiotes)
アカウキクサ Azollaceae	アルゾラ(アカウキクサ) Azolla	アゾラ・クリスタータ (A.cristata)

第３編　土木工事共通編

第１章　総則

第１節　総則

3-1-1-1　用語の定義

1. **一般事項**

土木工事にあっては、**1-1-1-2 用語の定義**の規定に加え次の用語の定義に従うものとする。

2. **検査**

検査とは、「広島高速道路公社請負工事検査要綱」及び「広島高速道路公社土木工事検査技術基準」に基づき行うものをいう。

3-1-1-2　工程表

受注者は、契約約款第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、**監督職員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

3-1-1-3　担当技術者

受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した担当技術者の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する担当技術者については、**監督職員**から**通知**するものとする。

(1)　受注者は、担当技術者が**監督職員**に代わり**現場**に臨場し、**立会**等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2)　担当技術者は、契約約款第 9 条に規定する**監督職員**ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、**監督職員**から受注者に対する**指示**又は、**通知**等を担当技術者を通じて行うことがある。

また、受注者が**監督職員**に対して行う**報告**または**通知**は、担当技術者を通じて行うことができる。

3-1-1-4　監督職員による確認及び立会等

1. **立会依頼書の提出**

受注者は**設計図書**に従って**監督職員**の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により**監督職員**に**提出**しなければならない。

2. **監督職員の立会**

監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において**立会**し、又は資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3.　確認、立会の準備等

受注者は、**監督職員**による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の準備をしなければならない。

なお、**監督職員**が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4.　確認及び立会の時間

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、**監督職員**の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると**監督職員**が認めた場合はこの限りではない。

5.　遵守義務

受注者は、契約約款第 9 条第 2 項 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、**監督職員**の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっても、契約約款第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

6.　段階確認

段階確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1)　受注者は、**表 3-1-1 段階確認一覧表**に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。

主要な工事段階の区切りにおける**段階確認**については、**設計図書**又は、**監督職員**が**指示**するので、これを施工計画書に記載するとともに**段階確認**を受けなければならない。

(2)　受注者は、事前に**段階確認**に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を**監督職員**に**提出**しなければならない。また、**監督職員**から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。

(3)　受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、**監督職員**の**確認**を受けた**書面**を、工事完成時までに**監督職員**へ**提出**しなければならない。

(4)　受注者は、**監督職員**に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7.　段階確認の臨場

監督職員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、**監督職員**に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

表 3-1-1　段階確認一覧表

種　　別	細　　別	確認　時　期
指定仮設工		設置完了時
河川土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 Ｈ鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中堀杭） 施工完了時（中堀杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時

種別	細別	確認時期
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) ＲＣ躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 ＲＣ擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時 （仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションＴ(Ｉ)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 ＰＣホロースラブ製作工 ＰＣ版桁製作工 ＰＣ箱桁製作工 ＰＣ片持箱桁製作工 ＰＣ押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 ＰＣ鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
	現場塗装工	塗装前
		塗装完了時

3-1-1-5　数量の算出

1.　一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2.　出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（平成 19 年 8 月広島高速道路公社）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を**監督職員**からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに**監督職員**に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3-1-1-6　品質証明

受注者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。

(1)　品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに**監督職員**へ**提出**しなければならない。

(2)　品質証明員は、当該**工事**に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

(3)　品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

(4)　品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、**監督職員**の**承諾**を得た場合はこの限りでない。

(5)　品質証明員を定めた場合、受注者は**書面**により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を**監督職員**に**提出**しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

3-1-1-7　工事完成図書の納品

1.　一般事項

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を**工事完成図書**として**納品**しなければならない。

(1)　工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）

(2)　施工計画書

(3)　完成図面

(4)　工事写真

(5)　段階確認書

2.　工事完成図

受注者は、**設計図書**に従って工事目的物の完成状態を**図面**として記録した工事完成図を提出しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての**図面**、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（**監督職員**の**承諾**により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

3.　電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、電子成果品を納品しなければならない。

また、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、工事完成図等は紙の成果品も提出しなければならない。

なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合せ簿管理ファイル及びそれらの DTD ファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」（http://www.cals-ed.go.jp/index.html）において公開している「工事完成図書等に係わる DTD,XML 出力例」R2.3 を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。

4.　道路工事完成図等の電子成果品

受注者は、表 3-1-2 に掲げる道路工事完成図等作成の対象工事である場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所）」に基づいて**電子成果品**を作成しなければならない。

表 3-1-2　道路工事完成図等作成等の対象工事

事業区分	工事区分	完成図						工事施設帳票
		平面図	縦断図	横断図	構造図	構造詳細図	用地丈量図	
道路新築・改築	道路改良	○	○	—	—	—	—	●
	舗装	●	●	—	—	—	—	●
	橋梁上部工（鋼・コンクリート）	—	—	—	—	—	—	●
	トンネル（NATM・矢板）	—	—	—	—	—	—	●
	地下横断歩道							
	地下駐車場							
	シェッド（コンクリート・鋼製）							
共同溝・電線共同溝	共同溝	●※1	●※1	—	—	—	—	●
	電線共同溝							
	情報ボックス							
雪寒・道路維持修繕	道路維持	—	—	—	—	—	—	●※2
	道路修繕	●※3	●※3	—	—	—	—	●
	雪寒	—	—	—	—	—	—	●

（凡例）　●：道路工事完成図等作成要領に基づく完成図等の作成、電子納品が必須

○：新土木工事積算体系におけるレベル 0 事業区分及びレベル 1 工事区分、レベル 2 工種で「舗装工」を含む工事のうち 1 区間で 100m2 を超える表層の舗装工を含む工事（仮舗装、歩道舗装を除く）

（注意）　※1：新土木工事積算体系のレベル 2 工種で「舗装工」を含まない共同溝、電線共同溝、情報ボックス工事については、平面図および縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、仮復旧及び道路の一部舗装のみを行う工事については平面図および縦断図を作成する必要はない。

※2：除草、除雪および清掃等、道路施設に変更を加えない道路維持工事については工事施設帳票を作成する必要はない。

※3：新土木工事積算体系のレベル２ 工種で「舗装工」を含まない道路修繕工事については平面図及び縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、管内全域で行う簡易な道路修繕工事（小規模な欠損部補修作業、100m2 以下の舗装工事等）については平面図及び縦断図を作成する必要はない。

5.　地質調査の電子成果品等

受注者は、**設計図書**において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて**電子成果品**を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書の第 118 条成果物の**提出**に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

3-1-1-8　検査

1.　一般事項

受注者は、広島高速道路公社請負工事検査要綱（平成 19 年３月１日 理事長通達第３号 改正）に基づく、**検査**を受けなければならない。

2.　完成検査、既済部分検査の適用

完成検査、既済部分検査は、広島高速道路公社請負工事検査要綱（広島高速道路公社制定平成 19 年 3 月 1 日改正）第 2 条の検査を実施するときに行うものとする。

3.　中間検査の適用

中間検査は、**設計図書**において対象工事と定められた**工事**について実施するものとする。

4.　中間検査の段階

中間検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

5.　中間検査の時期選定

中間検査の時期選定は、**監督職員**が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を**連絡**するものとする。

6.　検査内容

検査職員は、**監督職員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

なお、中間検査は、検査日の前日までの出来形を対象とする。

(1)　**工事**の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2)　工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

7.　適用規定

受注者は、当該**検査**については、**3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等**第 3 項の規定を準用する。

8.　破壊検査

検査の実施において、**検査職員**が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査することができる。

この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

9.　改善指示

受注者は、中間検査において、改善を**指示**された場合は速やかに改善するものとする。

3-1-1-9　提出書類

1.　一般事項

受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、**監督職員**に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、**監督職員**の**指示**する様式によらなければならない。

2.　設計図書に定めるもの

契約約款第９条第５項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代理受領承認願、遅延利息請求書、**監督職員**に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

3-1-1-10　創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、**工事**完成時までに所定の様式により、**監督職員**に**提出**する事ができる。

第２節　総則（広島高速道路公社）

3-1-2-1　工事完成図書の納品

受注者は、工事の完成時に広島高速道路公社制定「道路管理台帳調製・保管要領」に基づき、それぞれ該当する台帳について２部作成又は、既成の台帳を修正し提出すること。また、電子データについても併せて提出するものとする。

なお、**監督職員**の**指示**により、内容を変更する場合がある。

(1)　のり面台帳
(2)　植栽台帳
(3)　トンネル台帳
(4)　環境対策台帳
(5)　連絡等休憩施設台帳
(6)　交通安全施設台帳
(7)　標識台帳
(8)　舗装台帳（舗装修繕も含む）
(9)　橋梁台帳
(10)　跨道路橋台帳
(11)　カルバート台帳
(12)　照明台帳
(13)　設備台帳
(14)　流末台帳

3-1-2-2　検査

(1)　総合評価落札方式による入札を行った**工事**については、受注者は、施工計画書に記載された評価内容について履行を行った事実が**確認**できる資料を準備し、検査において**検査職員**に**提示**しなければならない。**検査職員**は、評価内容について履行がされたかの**確認**を行うものとする。

(2)　受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記載事項について原則として全て履行しなければならない。受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「7.法令遵守等」において行うものとする。